

<原著>

学校不適應の現状と課題
—家庭からのアプローチ—

丸山あけみ¹⁾・吉弘 淳一²⁾

The Present Conditions and Problems of the school maladjustment
— Based on the viewpoint of the Family —

Akemi MARUYAMA¹⁾・Junichi YOSHIHIRO²⁾

The children get damaged by child abuse, violence, bullying... every day in recent years, it through masochistic behavior driven a child into a corner.

The myth of the safety of the school situation has changed for the worse and teachers are increasing to losing confidence as a "teacher".

Also, remained behind closed doors by bringing up a child in the home, that compelled parent to treat a child.

Consider the process leading to school under the environment surrounding children.

Key words : School maladjustment, School refusal, Bullying, Family

学校不適應、不登校、いじめ、家庭

はじめに

昨今、不登校、いじめ、暴力、非行といった学校不適應の問題が取りざたされている。学校不適應に至る要因としては、主に学校内における友人関係、教師との関係、家庭内における親子関係、勉強、クラブ活動、子ども自身の成長力等があげられている。本稿においては特に思春期前後における学校不適應、不登校、いじめに焦点をおき、その背景の一つとして、2013年に「いじめ防止推進対策法」前後の状況を考察するとともに、相談援助者として児童生徒、保護者とのかかわりの中で得た家庭におけるより良い子どもとの結節点

へのアプローチを交えながら論ずる。

I. 不登校

1. 不登校児童生徒の現状

文部科学省（以下、文科省）が小中高校における不登校やいじめなどの問題行動を把握するために毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下、調査）の結果から、2008年度の不登校の小・中学生は85人に1人と10年前の2倍となり、暴力行為の発生率も約6万件で、前年度より13%増え、その9割は校内で起きている。

1) 神戸医療福祉大学 (Kobe University of Welfare) 〒679-2217 兵庫県神戸郡福崎町高岡1966-5

2) 福井県立大学 (Fukui Prefectural University) 〒910-1142 福井県吉田郡平等町松岡兼定島4-1-1

全国（東日本大震災で被災した岩手・宮城・福島3県を除く）に30日以上学校を欠席した不登校の高校生が5万3084人となり、2005年度調査開始以来、初めて増加した。また、小中高の学校が認知したいじめの件数が7万5295件となり、4年ぶりに増加したこともこの調査で明らかになった¹⁾。そして、2014年度は小・中学校における、不登校児童生徒数は126,009人（前年度122,897人）であり、その割合は1.26%（前年度1.21%）である。高等学校における、不登校生徒数は49,591人（前年度53,156人）、その割合は1.49%（前年度1.59%）である。

小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は56,963件（前年度59,345件）であり、児童生徒1千人当たりの発生件数は4.21件（4.3件）である。

不登校の要因を「本人に係る要因」で見ると、【国公立】小学生では「『不安』の傾向がある」33.7%、「『無気力』の傾向がある」28.6%、「その他」22.5%、「『学校における人間関係』に課題を抱えている」13.9%、「『あそび・非行』の傾向がある」1.3%。【国公立】中学生では、「『無気力』の傾向がある」30.6%、「『不安』の傾向がある」29.7%、「『学校における人間関係』に課題を抱えている」18.1%、「その他」14.0%、「『あそび・非行』の傾向がある」7.6%である。以上のように、「無気力」、「不安」の割合が高いことから、そのようにならざるを得ない子どもの内面を周りにいる大人が早期に何らかのサインを見逃さず、受容・共感しながら今、目の前に居る子どもに何が必要でどのような適切な対応が可能であるのかを専門職の助言を入れながら一緒に歩いていく姿勢が重要であると考えられる。つまり、全ての子どもが示す行動には意味があり、その行動を揺れ動かす心、気持ちにまず寄り添っていかなければならない

と考える。

2. 不登校の歴史

「児童生徒が学校に行かない・行けない」という問題に関して、臨床心理学上の研究をたどると、ブロードウィン (Broadwin, 1932) が怠け (truancy) としてとらえたものが古い²⁾。彼は、怠学者の中にも神経症的症状を示す子どもがいることを指摘し、これが後の神経症的登校拒否の概念の起源となるものである。これに続き、ジョンソン (Johnson, 1941) らによる「学校恐怖症 (school phobia)」の研究が行われ、従来の怠学と神経症的障害とが区別された³⁾。これが、登校拒否概念の最初であるといわれている。彼は子どもの情緒障害の一形態において、母子分離不安やその他の大きな不安があって学校を欠席する臨床群があることを指摘し、一般に「登校拒否」の用語が使われるようになった。その後、クライン (Klein, 1945) によって、精神分析的立場から裏付けられ、「学校恐怖症」とみなすことを改めて「学校ぎらい (reluctance to go to school)」と名付けられた⁴⁾。さらに、ウォレン (Warren, 1948) は、非行退学群の中から神経症的な登校拒否群を取り出し、これらを「登校拒否 (refusal to go to school)」と呼んだ⁵⁾。この流れを受け、我が国では高木ら (1959)⁶⁾、佐藤 (1959)⁷⁾、鷲見ら (1960)⁸⁾ などが、行動異常児として研究を始める。これが我が国の「登校拒否」研究として発展していく。ここでの「登校拒否」は、狭義の「神経症的登校拒否」を指す。この概念には、「学校恐怖症」が含まれるほか、対人関係障害、無気力、回避・逃避、甘えなどの心理機制がその基底にあると考えるものである。広義の「登校拒否」は、「不登校」に近く、「怠学」「精神疾患による不登校」を含む場合すらあった。

一方、学校教育用語では、文科省の学校基本調査の視点から「長期欠席」や「学校ぎらい」（2001年度から「不登校」と呼ぶようになる）などの言葉も用いられている。「長期欠席」（年間30日以上欠席、欠席は連続である必要はない）は、学校基本調査の中で、「理由別長期欠席者」として扱われ、不就学や就学猶予の子どもなども合わせた欠席である⁹⁾。

3. 不登校児童生徒に対する対応

文科省の「協力者会議」は1992年3月に報告書を取りまとめ、不登校問題についての基本的考え方および取り組みの指針を提言した。この報告において不登校定義は、「心理的・情緒的・身体的要因のみならず社会的要因も含めて登校できない状態」とされている。不登校の子どもが学校に出席していない間の受け入れの場として民間の施設が各地にみられるようになる中、文科省は、公的な「適応の場」として1990年に「適応指導教室」¹⁰⁾設置の推進を施策化した。文科省が講じた教育支援センター（適応指導教室）事業は、上記の報告書でも重要な取り組みとしてその充実が指摘されており、不登校対応の中核的施策として現在に至っている。当初は全国で10ヶ所にも満たなかったが、文科省の支援の結果、2005年には1,161ヶ所、2015年時点では1,323ヶ所の設置状況となっている。

当初、学校現場では「学校外」の教育支援センターや民間施設などで子どもの指導を指導要録上どのように取り扱うか、義務教育履行とのかかわりから苦悩していた。1992年9月、文科省は各県教育委員会あてに通知を発し、一定要件を満たせば「指導要録上の出席扱い」にできることを通知した。このことは「学び」とは何かということに関わって、学校のパラダイムの変換を意味するものとなった。

文科省の特筆すべき施策として、スクールカウンセラーの配置がある。不登校の個別対応に当たっては、主に教師が役割を担ってきたが、一人ひとりの教師の取り組みに限界を感じざるを得ない現状がある。例えば情緒不安定タイプの不登校の場合には、より高度なカウンセリングの技量が求められるため、学校関係者らの間から長年その専門家としてスクールカウンセラーの配置が切望されてきた。こうした要望に対応して、1995年5月に各県の中学校を中心にスクールカウンセラーの配置を開始したのである。2002年には不登校問題に関する調査研究協力者会議を招集し、2003年3月に「今後の不登校への対応の在り方について」の報告書を発表した。この報告は、1992年の協力者会議報告を基調としつつ、将来の社会的自立に向けた支援や連携ネットワークによる支援などについての方策を提言している。その概要は

- ① 将来の社会的自立に向けた支援の視点
 - ② 連携ネットワークによる支援
 - ③ 将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割
 - ④ 働きかけることやかかわりをもつことの重要性
 - ⑤ 保護者の役割と家庭への支援
- の5つの視点である。

また、新たに不登校との関連で指摘されているLD、ADHD、児童虐待などの課題、「ひきこもり」問題との連携、不登校問題は「心の問題」のみならず「進路の問題」であること、教育支援センターの整備指針の策定、訪問型支援の取り組みなどが提言されている。

さらに、スクールカウンセラーの配置は年々その規模を拡大し、2006年度には約10,000校の学校（全国の三学級以上の学校）に、2014年度には22,013校に配置されるに至っている。なお、スクールカウンセラーが

配置されない中学校については、1998年度から大学生や教職経験者らによる「心の教室相談員」が配置されてきたが、この配置は2003年度限りで打ち切られている。2009年からは拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校（巡回校）も含まれており、その後、必要に応じて派遣される学校（派遣校）の形態も可能としている。

不登校対応の中核である教育支援センターの取り組みが拡大するにつれ、指導員の配置や設備などを含め活動の充実が大きな課題となってきた。このため文科省は1999年度から、民間施設を含め教育支援センターなどの活動を支援していたが、様々な適応指導の場が連携して不登校対応に当たることがより効果的なことから、2003年度に「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業（SSN）」¹¹⁾を実施することとした。そこでは、不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かい支援を行うため、教員や教育支援センター指導員の研修、家庭への訪問指導など、教育支援センターなどを中心とした不登校対策に関する中核的機能（スクーリング・サポート・センター：以下 SSC）の充実を目指し、さらに、都道府県下で不登校対策に関する中核的機能を担う広域 SSC、より具体的に不登校への支援を担う地域 SSC を設定している。とりわけ、注目すべきことはスーパーバイザーの配置や教員の効果的配置などの人的措置に関する留意事項、民間施設・NPO との連携があげられる。

また、2007年度より「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を開始し、より効果的な支援を中心に関係機関のネットワークを構築する事業を展開している。

そして、2008年度から、社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーに着目

し全国的な施策としてスクールソーシャルワーク事業¹²⁾を展開している。これは、子どもの課題行動（問題行動）¹³⁾、子どもが抱える心の問題とともに、家庭、学校、友人、地域社会など、子どもを取り巻く環境（社会）の問題が複雑に絡み合っ出て表出することに注目し、スクールソーシャルワーカーを活用することで、児童生徒のさまざまな情報を整理統合し、アセスメント、プランニングした上で、教職員がチームで問題を抱えた児童生徒を支援するため、また、教職員にスクールソーシャルワーカー的な視点や手法を獲得させ、それらを学校現場に定着させることが必要と考えられたからである。また、特に学校だけでは解決困難なケースについては、積極的に関係機関等と連携した対応が求められている¹⁴⁾。

4. 家庭でのかかわり

不登校の子どもに対する基本的な親の姿勢としては、学校を休みがちになっても、その子どもの状況を見極め、見守っている期間、見守りから行動を起こす期間等を子どもの背景から把握し、観察を通して専門家とのかかわりの中で捉えることが大切となる。不登校に陥る要因（前述した環境からの間接的なかかわり）はさまざまだが食生活に関わる要因、個人の内部における状態（起立性調整障害、貧血等）からの要因も考えていく必要がある。また子どもの第一環境である親が専門職との協働において子どもの状況に適応させる何らかの行動をしなければ、さらに不登校になり、引きこもりになってしまうケースも多くみられる。そのためタイミングを計りながら親側から積極的に話す時期と子どもから話しかけてくる待ちの姿勢とのバランスが必要でもある。第一反抗期の時期に親がどのように子どもを受け入れてきたのかも第二反抗期

の子どもとのかかわりのヒントになることが多い。これは家庭での生活状況、友人関係、学校の三つの働きかけを中心として、専門職（心理的なアドバイザー）が3者間のコーディネーターとなり、アセスメントしながら今の子どもの状況を冷静に見極める拠点者が大切である。また一部の教員だけで関わるのではなく、専門職チームとして子どもを観ることが重要である。「この子どもについては専門職者とかかわりの中で短期間の課題についてはこういう方針でいく。また中長期としての課題は…」ということを教師間で共有すること、そして「本人が安心していられる場所づくり」「友人関係に配慮」「複数の先生でチームを作りかかわる」などの体制づくりも欠くことのできない要素である。

家庭においては、家族内関係における力動のバランス（システム）を変えることが必要となる場合もある。これは、不登校を持つ親の価値観（学校に行かないといけない、義務教育、隣近所親戚に状況を話しにくい…等）が返って子どもの気持ちを締め付け、親の枠組みを一方的に押し付ける結果となり、子ども自身を身動きが取れない状況に追いやってしまっているのではないだろうか。バランスを変えるためには、家族の特徴を見極め、変化させる方法を見つけ出すことが求められる。そのためには、固定された家族の生活パターンを家族成員がお互いに見直すことが必要であろう。生活パターンを見直したことから生まれる余裕は子どもの気持ちだけではなく家族全体の気持ちにゆとりをもたらし、今の状況を変化させる可能性を大きなものにするであろう¹⁵⁾。

5. 家庭でできる登校準備の20ポイント

- ① 週に一回でも子どもが食事を作る、洗濯を任せる、食事の片づけを任せる。

- ② 夜、できるだけ落ち着いた環境下において親子で30分でも散歩をしたり、一日の中でゆっくりと話せる時間の余裕を作る。
- ③ 子どもの興味（ゲーム、漫画、雑誌等）のあることを家族が積極的に共有し、一緒に楽しむことを心がける。
- ④ 今までの環境下ではなく、新しい環境を作れるようにする。
- ⑤ 就寝時間、起床時間を家族で守る。
- ⑥ できるだけ一人の時間を作らない。子どもの個室の部屋の中に冷蔵庫、テレビはいらない。また個人的なパソコン使用（インターネット等にも時間の規制をつけるなど）にも配慮する。
- ⑦ 自己肯定感を高めるために、先取りで子どもをほめる場面、状況を用意しておく。
- ⑧ 子どもとかかわる親に余裕がないなら、子どもと少し距離・時間を置く。
- ⑨ 日記等を少しずつでもつけること。子どもにとって楽しいことを探し、カレンダーの先の予定に書き入れる。
- ⑩ 学校での子どもの友人等をできるだけ家庭に入れること。
- ⑪ 動物を飼ったり、植栽植物を育てたりすることを家族で行う。
- ⑫ 土曜日、日曜日を中心にできるだけ外出を心掛ける。
- ⑬ 子どもが何かをやりたい、したいという意欲を出させることが必要。
- ⑭ 子どもから何かを教えてもらったり、何かを調べてもらったりすることを心掛ける。
- ⑮ 学校からの連絡用紙、行事等々の用紙を子どもの見える場所に置いておく場合もあれば学校のことを考えないようにしないといけない場合もある。（子どもの

今の状況に応じて)

- ⑯ 学校の制服やカッターシャツ等を掛けておく。(子どもの今の状況に応じて)
- ⑰ DS等のゲーム使用については、夜就寝前はさせないように工夫する。
- ⑱ 学校での勉強・宿題を少しずつでもできるような環境を作る。定期的な宿題に向かう時間の確保。
- ⑲ 日頃からおやつをたくさん置かないようにする。
- ⑳ 親のストレスや悩みを素直に表現できる場所と人を探す。

以上の20ポイントを前提に、専門職者とのかわりを持ちながら、目の前に居る子どもの心の内に耳を、眼を傾け、言葉ではなく表情や態度で受容・共感することが大切である¹⁶⁾。

II. いじめの概要と対策

1. 2009年度のいじめの件数と対策

文科省は2010年9月、すべての小・中学校、高校、特別支援学校で児童生徒にいじめの有無をたずねるアンケート(学校がいじめの有無、状況などを児童に匿名で書かせる形式)を実施するよう、各都道府県教委などに求める初の通知を出した。これは、いじめにあっていた子どもの自殺が続いたことを受けたものとなっている。2010度中に文科省が把握した、いじめの件数は7万5,296件(小学校3万5,988件、中学校3万2,348件、高校6,617件、特別支援学校342件)で、2006年度(約12万5,000件)以降では初めて増加に転じた。また、認知した学校は549校増の1万5,675校。小学校が7,558校(全体の37%)、中学校が5,796校(57%)、高校が2,179校(41%)、特別支援学校が142校(15%)となっている。2005年にも実施を求める通知を出したが、対象を「い

じめ把握の取り組みが不十分な学校」とした結果、実施校は全体の3分の2にとどまった。このため2006年の通知では「すべての学校」「取り組みの徹底」と表現を強めた。対象人数は約1,400万人となる。ただ、実施を義務づけてはならず、どれだけ把握が進むかは不透明であった。いじめ把握件数は調査手法が変わると増え、すぐに減少に転じることを繰り返している。当時は北海道や福岡県でいじめ自殺が起きたことを受け、報告すべき「いじめ」の定義が緩和された2006年度調査で前年度比6倍の約12万5,000件(前掲)を記録した。さらに2011年に滋賀県で起きたいじめ自殺により、改めていじめが大きな社会問題となったことで、地方自治体によるいじめ防止条例や国による「いじめ防止対策推進法」(2013年)が制定され、また警察の積極介入にもつながった。

2006年の調査では、いじめ発覚のきっかけは「アンケートから」が全体の23.9%を占めた。これは、「本人からの訴え」の24.3%に次ぐ2位で、掘り起こしに有効な手段と言える。その後のいじめの状況は「解消された」(79%)が最も多く、「継続支援中」(16%)、「解消に向けて取り組み中」(4%)、「他校へ転学、退学」(1%)となっている。このほか調査では、暴力行為が5万8,899件(小学校6,952件、中学校9,833件)発生したことや、自殺した児童生徒が147人(小学生1人、中学生41人、高校生105人)いたことも分かった。

都道府県ごとの児童生徒1千人あたりのいじめ把握件数をみると、アンケートを以前から独自に実施している熊本県は全国平均の30.1件と掘り起こしに成功している¹⁷⁾。

2. いじめの定義

文科省のいじめの定義(判断基準)は、「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関

係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。となった。

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(前掲)

において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。けんか等を除く。

この定義は幾度かの変更を経て定められたもので、2006年の調査から用いられている。それ以前は「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」であったが、「一方的」「継続的」「深刻な」などの言葉の意味は、受け手によって捉え方にばらつきが生じるため、定義が見直されることになった。

また、1994年度の警察白書によると、「いじめ」とは、単独又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を反復継続して加えることにより、苦痛を与えるこ

と(ただし、番長グループや暴走族同士による対立抗争事案を除く)をいう。いじめは、それ自体が暴行や傷害、恐喝等であったり、また、これらの原因となったりする。警察では、被害少年、保護者、学校等からの相談、被害申告を受けてこれらの深刻な問題に対応し、悪質なものについては適切な事件化に努めているという¹⁸⁾。

そして、2013年施行の「いじめ防止対策推進法」(第2条)において、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこと」と改めて定義された。

3. 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」からの視座

いじめに関する調査は1985年に始まり、現在は国公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等が調査対象となっている。前述したように、同調査では、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場で行うものとしている。また、いじめの起こった場所については学校の内外を問わないとしている。

同調査によると、2009年のいじめの「認知件数」¹⁹⁾は、小学校34,766件、中学校32,111件、高等学校5,642件、特別支援学校259件、合計72,778件である²⁰⁾。

2011年度分のいじめの認知件数は、7万231件である。一方、2012年に実施された「いじめ緊急調査」における「認知数」は、4月から9月までの半年余りで14万4,054件であった。この開きは、実際にいじめが急増したか

らではなく、前述したいじめ自殺事案を受けて積極的にいじめを把握しようと努めたことから生じた結果であるといわれている。

2014年度のいじめの認知件数は、小学校12万2,721件（前年度11万8,748件）、中学校5万2,969件（前年度5万5,248件）、高等学校1万1,404件（前年度1万1,039件）、特別支援学校963件（前年度768件）、合計18万8,057件で、前年度（18万5,803件）と比べると、2,254件の増加となっている。

急激に認知件数が上がった2012年度のいじめ認知件数からすると、2013年度はわずかながら減少している（図1）。しかし、数値の減少がそのまま、いじめの減少と言えるだろうか。認知件数から漏れるいじめについては必ずしも減っているとは考えられないのではないだろうか。教師の見えないところでのいじめ、または学校がいじめを発見できなかったり、いじめの事実を隠蔽したりしたために、認知件数が減少するということも考えられるのである。数字は背景や状況、条件により変化するものであり、実態をすべて反映しているものではないことも理解しつつ、一つの指標として見ていく必要がある。いじめの認知

件数の増減について、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターは、「いじめの認知件数の増減は、実際のいじめ件数の増減を意味しているのではなく、いじめは常に起こっているものであり、『流行』とか『ピーク』という感じ方や考え方は誤りである」と指摘している。

同調査では、いじめの様態を「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」「パソコンや携帯電話（メール、インターネット）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」「その他」に分類している。

図2-1によると、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」は最多で、全体の6割以上を占めている。次いで「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽

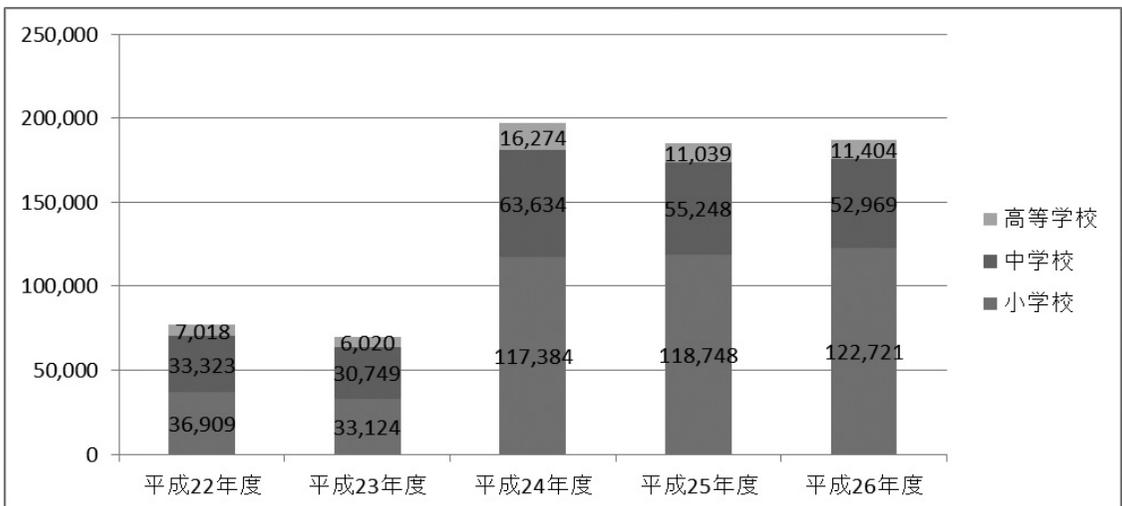


図1 2010（平成22）年度～2014（26）年度のいじめ認知件数の推移

くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」がそれぞれ約2割である。これら3つの割合は過去の調査と照らし合わせても変動がない。特に「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」は全ての校種で多いため、年齢を問わず頻発しているいじめであるといえる。一方、

「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」のような明らかな犯罪行為とみなされるものは頻発してはいないが、上級の学校になるほど構成比が高くなっている²¹⁾。

2014年のいじめの様態構成比（図2-2）の全体の印象としては、2006年の構成比と

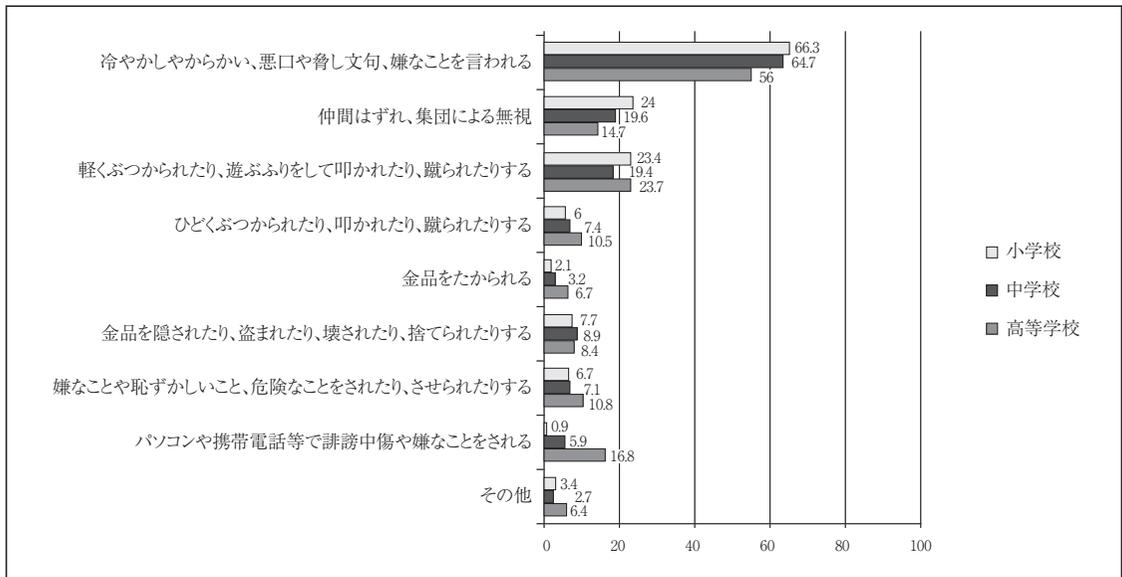


図2-1 2009（平成21）年小学校、中学校、高等学校におけるいじめの様態の構成比（%）

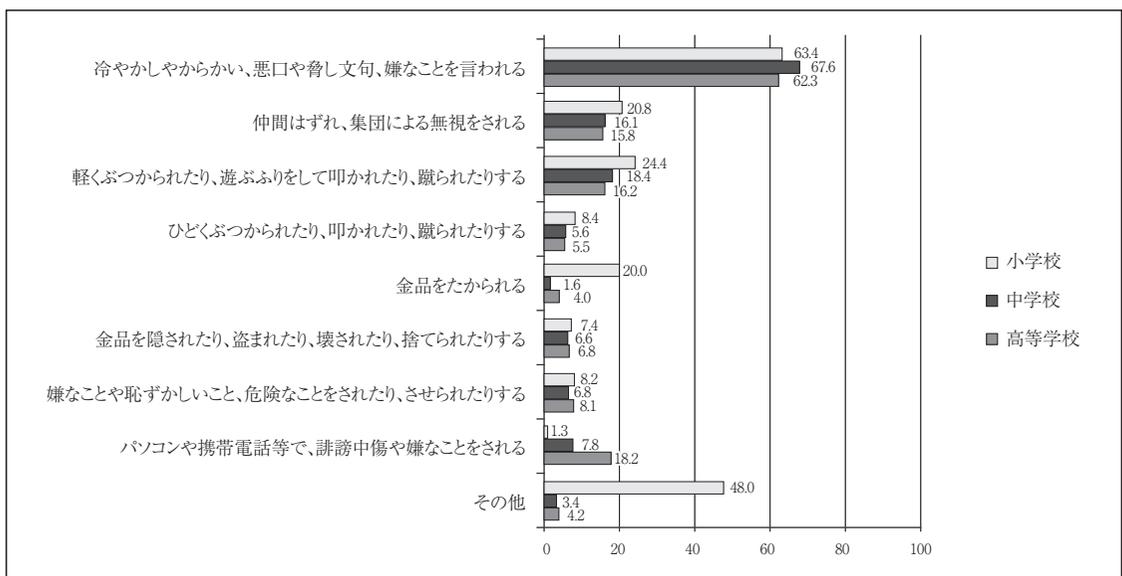


図2-2 2014（平成26）年小学校、中学校、高等学校におけるいじめの様態の構成比（%）

ほぼ同様である。しかし、2014年の小学校における様態で、「金品をたかられる」が、20.2%と2006年度の構成比の10倍であることから、かかわりの低年齢化が懸念される。また、「その他」は48.0%であることから、具体的な様態としてあげられた8項目に入らない項目の多さも気になる点である。具体的な項目のどこに入るかが分からず、「その他」に入っただけなのか。具体的な項目とまではいかない、「ささいな行為」として受けとめ、「その他」としたのか。あるいは、直接いじめを受けた訳ではなく、いじめを目撃することで心身にストレスを抱え、間接的な「いじめ」と捉えたのか。調査結果には「その他」の内容の記載はないため、いずれも推測に過ぎないが、大人が把握しきれない内容のいじめがあるのであれば、中身の把握は重要であり必要不可欠である。そして、中身の把握に努めるのであれば、子どもの視線を取り入れる必要がある。障害者権利条約が障害者抜きで語られないように、「いじめ防止推進対策」関連の調査、委員会等への子どもの参加は必須であり、その検討は欠かせないものと考えらる。

4. いじめ問題に対する今後の取り組み

いじめが発生した場合、そのいじめがなくなりさえすれば問題解決、という訳にはいかない。攻撃行動がなくなっても、根本的な原因や精神的な傷はすぐには消えないからである。まず、いじめの原因を推測し、再びいじめが起きないように防止策を策定する必要がある。さらに、被害を受けた児童生徒に対する支援、すなわち、事後の被害者の心の傷の回復を図り、将来に「後遺症」が残らないようにケアをすることが、最も重要だと考えられる。そのためにも学校と家庭をつなぐ信頼の糸を日頃から本音で話し合い、信頼をつな

ぐ取り組みを行うことが大切である。その上で地域の力をどのように活性化させながら相談に乗る体制づくりを強化していくか、さらにはいじめが起きにくい土壌作りを強化していくか。つまり、周りにいる大人が子どもを見守り、いじめへの関心を持ち続ける姿勢と子ども一人ひとりが自分自身を受け入れ、他者に認められるという機会を増やす努力の環境醸成を図ることで他人を認める気持ちが育つことになると考えられる。そのためには、

- ① 子ども自身の自己肯定感を高めていく対人関係づくり
- ② いじめの中身を子どもたちが理解すること
- ③ 教員や学校による取り組み
- ④ 相談する相手や心配してくれる人の存在
- ⑤ 加害者側の心理的ケア（家族を含めて）
- ⑥ 教師の権威を家庭内で回復させる²²⁾

といったポイントを含めて、学校、地域、家庭の有機的な連携がさらに必要となる。

終わりに

「いじめ防止対策推進法」の施行によって、多くの学校が「学校いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」）を策定し、同時に「当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」）を設置している。文科省の調査によれば、この「基本方針」の策定、「組織」の設置は、2015年度末には100%となっている。しかし、そのような取り組みにもかかわらず、いじめが原因と疑われる自殺案件は後を絶たないのはなぜか。それは、いじめの実態が理解され

ていないこと、そして、家庭における子どもとのかかわりの希薄さにあるのではないだろうか。政策をつくり、組織をつくることは大切である。しかし、それらをつくったことは、環境を整えているに過ぎない。整備された環境の中で生活しても、人と人とのつながりが希薄であれば、孤独でしかない。

まずは、子どもを孤独にしない。そのためには、やはり人と人とのより良い人間関係の構築が鍵となる。家庭でできる対策の第一歩は、いじめにあっているかどうかをいち早く察知すること。そのためにも日ごろから子どもと話し合える関係を築くことが望まれる。本稿では、学校不適應の要因として、「不登校」「いじめ」を取り上げ、その取り組みと家庭からのアプローチを交えて論じた。しかし、要因には他に「暴力」「非行」などもあり、また単一ではなく、複合している場合もある。それらについてもさまざまな取り組みはなされているが、その取り組みに当事者の目線を入れることを忘れてはならない。「不登校」に関しては、対策は取っているものの、目立った成果はでていないとの文科省の報告もある。前述したように、渦中にいる子どもだからこそ、大人が計り知れないこと、大人からは見えないことも見えてくる。さまざまな運動がそうであったように、当事者の視点を大事にし、取り入れることによって、より良い政策づくり環境づくりに繋がるものと考えられる。

【注・引用】

- 1) 吉弘淳一：子育てにおける子どもとの上手なかかわり方, 108-109, 晃洋書房, 2015
- 2) Broadwin, I. T. : A Contribution to the Study of Truancy : American Journal of Orthopsychiatry, 2, 253-259, 1932

- 3) Johnson, A. M. : School Phobia : American Journal of Orthopsychiatry, 11, 702-708, 1941
- 4) Klein, E. : The Reluctance to go School : Psychoanalytic Study of the Child, 1, 263-279, 1945
- 5) Warren, W. : Acute Neurotic Breakdown in Children with Refusal to go to School : Archives of Disease in Children, 18, 266-272, 1948
- 6) 高木孝朗, 川端利彦, 田村貞房ほか：長欠児の精神医学的実態調査, 精神医学とその近接領域, 1(6), 29-35, 1959
- 7) 佐藤修策：神経症的登校拒否行動の研究, 岡山県中央児童相談所紀要, 第四集, 1-15, 1959
- 8) 鷲見たえこ, 玉井収介, 小林育子：学校恐怖症の研究, 精神衛生研究, 8, 7-56, 1960
- 9) 前掲書1), 109-110
- 10) 適応指導教室：主として不登校の児童生徒に対し、学校復帰のための指導・援助を行うため、教育委員会が学校以外の場所に設置する施設。教育支援センターとも呼ばれる。カウンセリングを通じた教育相談や教科学習の指導、自然体験や調理実習、ゲームなどのグループ活動も行われている。
- 11) 不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、学校・家庭・関係機関が連携した効果的なネットワークの在り方とともに、ひきこもりがちな不登校児童生徒やその保護者に対応するため訪問指導員を指定地域に配置し、効果的な訪問指導の在り方について調査研究を行い、地域ぐるみのサポートシステムを整備する事業。
- 12) 公立学校において、スクールソーシャルワーカーが、問題を抱える児童生徒が置か

れた環境へ働きかけ、その改善を図ろうとする。また、学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行うものである。(2006年度予算額 836 百万円 広域スクーリング・サポート・センター：47 箇所 地域スクーリング・サポート・センター：450 箇所)

13) 課題行動(問題行動)：「問題行動」の捉え方は、まず誰にとっての問題行動であるのかを考えなくてはならない。子どもの行動の意味を子どもの視点に立って考察することが難しくなるばかりでなく、問題という言葉が独り歩きし、レッテルのような枠組みを無意識に作ってしまう危険性があることを考慮し、問題行動という言葉ではなく課題行動とした。その子どもが問題というような行動をとらざるを得ない状況に配慮しながら行動の意味を理解する必要がある。

14) 前掲書 1) 110-113

15) 前掲書 1) 114-115

16) 前掲書 1) 115-116

17) 前掲書 1) 118

18) 前掲書 1) 120

19) 認知件数：2006 年度分の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から、いじめの件数の呼称は「発生件数」ではなく「認知件数」に改められた。いじめという行為は、そもそも大人(第三者)の目には見えにくく、完全に発見することが不可能であること。そして、教職員が認知できた件数は、あくまでも真の発生件数(それを特定することは不可能と考えられる)の一部にすぎないことから、「発生件数」と表現しなくなった。

20) 前掲書 1) 121

21) 前掲書 1) 123

22) 前掲書 1) 126

【参考文献】

稲村博：不登校の研究，新曜社、1994

小林正幸：不登校児の理解と援助，金剛出版、2003

文部科学省：2009(平成 21)年度，学校基本調査の手引き

文部科学省：いじめの問題への取組の徹底について(通知)，2006(平成 18)年 10 月 19 日

文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査，2009，2010，2014

*なお本稿は 2015 年発表著書の研究内容を修正し、新たなデータを加筆してまとめたものである。